

論 説

ニュージーランドにおける人権の歴史（１） ——国際人権法からの検討——

山 本 英 嗣

- 1 はじめに
- 2 英連邦諸国としてのニュージーランド
 - 2-1 イギリス植民地概説—形成過程と法的類型
 - 2-2 ニュージーランド憲法史概説
- 3 今日のニュージーランド憲法の法源論
 - 3-1 1986年憲法典法（Constitution Act 1986）
(以上本号)
 - 3-2 1990年ニュージーランド権利章典法（New Zealand Bill of Rights Act 1990）
 - 3-3 その他の立法
 - a) 1975年オンブズマン法（Ombudsmen Act 1975）
 - b) 1982年情報公開法（Official Information Act 1982）
 - c) 1993年人権法（Human Rights Act 1993）
- 4 マオリの人権—ワイタングィ審判所の動向を中心に
(次号)
- 5 ニュージーランドにおける国際法の影響
- 6 終わりに
(次々号)

1 は じ め に

本稿では、今日のニュージーランドの人権状況について、ニュージーランドの憲法史を整理した上で、国際法がニュージーランドの国内法改革に及ぼしてきた影響について考察する。古くからニュージーランド研究は、英米法系の国として扱われ、法学分野においても、膨大な先行研究が存在

する⁽¹⁾。しかしながら、マイノリティとして扱われるマオリ人の人権やワイタンギ条約に関連する邦文での論文は散見されるものの、ニュージーランド国内における国際法と国内法の関係についての議論や国際法の役割についてどのような議論が存在するかについてはほとんど言及されていない。人権先進国と言われるニュージーランドについて、マオリの少数民族に対する人権保障やワイタンギ条約についてテーマとされることは多いが、憲法的視点から議論が整理されることはあまり行われてこなかった。

本稿では、今日までのニュージーランド憲法変遷と、人権分野についての国内法制を俯瞰する。また1990年ニュージーランド権利章典法以降の立法および判例の動向及び、国際法の人権分野におけるニュージーランド国内法への影響について、2009年の国連人権理事会によるUPR（普遍的レビュー）を参考としながら検討していく。

2 英連邦諸国としてのニュージーランド

2-1 イギリス植民地概説—形成過程と法的類型

16世紀から始まった西欧諸国による入植地の拡大は、19世紀の後半まで続いたとされている⁽²⁾。近代立憲主義の理念は大英帝国の発展と共に世界に伝播し、1931年のウェストンスタ法成立後もその影響は続いた。ニュージーランドもイギリスの植民地政策の中で形成され、1931年のウェストンスタ法によって独立国となった後も、宗主国としてのイギリスの存在

(1) マオリの人権を中心とし研究書として、平松紘・申恵丰・ジェラルド・P・マクリン『ニュージーランド先住民：マオリの人権と文化』（明石書店、2000年）。

(2) 本稿における英国植民地の形成過程、および法的類型については、齋藤憲司「イギリス憲法の旧植民地諸国憲法への伝播—比較憲法学的考察—」レファレンス（昭和60年9月号）を主に参考にした。他に、沢井淳弘『ニュージーランド植民の歴史—イギリス帝国史の一環として』（昭和堂、2003年）。

は、政治的のみならず司法的にも影響は多大であった⁽³⁾。

イギリスの植民地政策は、齋藤論文によれば、主に５期に分けられる⁽⁴⁾。第１期（旧植民地の時代；1700年から1782年）は重商主義のもと、東インド会社による貿易拠点の確立が設立された時期である。第２期（自治領の時代）は、1783年から1869年まであり、1788年のオーストラリアのサウスウェールズへの流刑や1840年のニュージーランドへの入植開始により、オセアニアへの植民地支配の強化が開始される。第３期（新帝国の時代）には、産業革命の影響を受けて、大英「帝国」の領地が拡大化した時期にあたる。そして、第４期（英連邦の確立；1914年から1945年）、第５期（各植民地の独立；1945年以降）には、各植民地の民族自立、独立運動が高まり、1931年のウェストミニスター法成立を受け、ニュージーランドも1947年には独立を果たしている。特に1920年代、大英帝国の各自治領は、自立化の気運が高まった時期でもあり、1919年のイギリス枢密院司法委員会の判決⁽⁵⁾、1926年の帝国会議での宣言⁽⁶⁾、そして1931年のウェストミニスター法⁽⁷⁾の制定は、一連の独立運動へのつながりを示すものとされる。

イギリスによる植民地は、その形成過程で獲得された従属地域（dependency）であり、法的に分類した場合、狭義の植民地（colony）と、それ以外に分けられる⁽⁸⁾。また狭義の植民地は、さらに３分類（入植地、征服

（３） Peter Spiller, Jeremy Finn and Richard Boast, *A New Zealand Legal History*. (Brookers Ltd, 2001), pp. 1-52. 加藤紘捷『概説イギリス憲法—由來・展開そして改革へ—』（勁草書房、2002年）88-90頁。

（４） 前掲註２ 齋藤、41-42頁

（５） Theodore v Duncan [1919] AC 696, at pp. 706

（６） 1926年帝国会議における宣言：「大英帝国内の自律的な共同体は、地位において平等であり、国内もしくは国外的な地位において、他に従属することはない。ただし、それぞれは、王冠に対する共通の忠誠心によって結ばれており、イギリス連合（The British Commonwealth of Nations）の成員として自由に連合するものである」（前掲註２、88-89頁）

（７） The Statute of Westminster 1931, 22&23 Geo. 5 c. 4

（８） M. Wight, *British Colonial Constitutions 1947*, (Oxford U. P., 1952), pp. 5-14. 本稿の植民地の法的類型については、前掲註２の齋藤論文 pp. 42-44

地、割譲地)できる。入植地 (settled) とは、「本国との距離があり、新しい社会基盤の整備を企図して獲得された土地であり、先住民族は存在せず、ないしはごく少数で、風土は本国のそれと似通っている場所」を指す。本国社会の延長として形成された。征服地 (conquered) とは、「既に他の民族が存在し、武力による征服の後に、多くの場合割譲という行為によって獲得された場所」とされる。割譲地 (ceded) とは、以前に割譲していた第三者との戦争に勝利した後に、旧割譲国から割譲される場合を含む⁽⁹⁾。

狭義の意味での植民地以外のものは、保護領 (colonial protectorate)、保護国 (protected state)、及び信託統治領 (trust territory) に分けられる⁽¹⁰⁾。保護領とは、「一般に条約によらないで保護された地域」を指す。保護国は、「既に国家権力が確立した国であり、国家の有する諸権限のうち防衛、外交等の事項に限ってその権限を、国際法上有効と認められた条約により他国に委ねた国」のことを指す。信託統治領については、国連憲章に規定があるが、国連による監視、監督がなされるという点で通常の領地とは異なる⁽¹¹⁾。識者によってによって意見が異なるものの、ニュージーランドはワイトンギ条約の存在を考慮した場合であっても、保護領に近いと考えられる⁽¹²⁾。

大英帝国の崩壊後は、英国植民地を中心として、コモンウェルス諸国が形成されるが、ニュージーランドもその一つとして数えられている⁽¹³⁾。

を主に参照した。

(9) 上記の狭義の植民地についての定義は、齋藤、前掲註2、39-43頁。

(10) 栗林忠男『現代国際法』(慶應義塾大学出版会、2003年) 250頁

(11) 同43頁。

(12) Peter Spiller et al, *op. cit.*, pp 54-57.

(13) コモンウェルスとは、「連合王国と元大英帝国のもとにあった地に作られた諸国家の大部分との緩やかな結合体」(田中英夫編『英米法辞典』169頁)であり、1931年のウェストミンスター法によって成立した。後述する枢密院司法委員会の構成国間の機能の一つである。キース・シンクレア著(青木公・百々佑利子訳)『ニュージーランド史—南海の英国から太平洋国家へ—』33-40頁。

2-2 ニュージーランド憲法史概説

ニュージーランドは、歴史の浅い国である。14世紀中頃には先住民マオリは太平洋・東ポリネシアへの移住が始まっていたが、ヨーロッパ人の到来としては、1642年、オランダ・東インド会社のアベル・タスマンの到着が最初とされ、オランダのゼーランド州にちなんで「ニュージーランド」と国名が付けられた。

1769年、イギリス人探検家ジェームズ・クックによる再発見後、1840年ワイタング条約のまでの間、ニュージーランドは、国際法上、イギリス領とは考えられていない⁽¹⁴⁾。当時、カナダ等の他の植民地での騒乱に腐心していたイギリスは、ニュージーランドを完全に植民地化する余力はなく、単なる捕鯨基地として利用することを望んでいた⁽¹⁵⁾。

イギリスによる組織的な移民が開始されるのは、1840年のイギリス人ウェークフィールドによる「ニュージーランド土地会社」の設立後である⁽¹⁶⁾。これに伴い、イギリス植民地政府（Crown Colony Government）のニュージーランド植民地化も強化され、1840年1月、全権を伴った海軍大佐ウィリアム・ボブソンが派遣された。そして、同年2月、ワイタング条約は、50に上るマオリの首長が署名し、締結された。

ワイタング条約⁽¹⁷⁾は、3つの条文で成り立っており、当時英語版とマ

(14) コモンロー上、「発見（discovery）」は、所有権を指し、占領と入植が発見と共に行われない場合には、その権利は消滅する。したがって、1820年代、30年代まで、英国による入植は行われていなかったため、それまでのジェームズ・クックによる所有権は消滅したものと一般には解される。（Morag McDowell and Duncan Webb *The New Zealand Legal System* (Lenas Nexis NZ Ltd 2006) p. 89

(15) キース、前掲註13、33-40頁。

(16) 青柳まちこ編著『ニュージーランドを知るための63章』（明石書店、2008年）95-101頁

(17) ワイタング条約は以下の3条から構成される（英文）：

[Article 1] The Chiefs of the Confederation of the United Tribes of New Zealand and the separate and independent Chiefs who have not become

オリ語版が作成された⁽¹⁸⁾。しかし、マオリ語版は、英語成文を忠実に翻訳したものではなく、また主権 (Sovereignty) 統治権 (governorship)、イギリス側とマオリ人側には、当初から条約に対する見方に相違があった。これは、主として、条約の英語版とマオリ語版に 2 点の相違があることに起因している。すなわち、第 1 条では、英語版で主権 (Sovereignty) という言葉が使用されているが、マオリ語版では、“kawanatanga”であり、統治する者 (governorship) という意味にあたる単語が使用されている。また、第 2 条では、英語版の「土地、不動産、森林、水産及びその他の財産の排他的かつ平穏な完全所有」の個所は、マオリ語版では、“…te tino rangatiratanga”であり、土地、村及びすべての宝物に対する完全な権限 (full authority)、または保護者としての権限 (guardianship) の意味であった。つまり、英語版第 1 条でイギリス国王に譲渡されたはずの権限は、マ

members of the Confederation cede to Her Majesty the Queen of England absolutely and without reservation all the rights and powers of Sovereignty which the said Confederation or Individual Chiefs respectively exercise or possess, or may be supposed to exercise or to possess over their respective Territories as the sole sovereigns thereof.

[Article 2] Her Majesty the Queen of England confirms and guarantees to the Chiefs and Tribes of New Zealand and to the respective families and individuals thereof the full exclusive and undisturbed possession of their Lands and Estates Forests Fisheries and other properties which they may collectively or individually possess so long as it is their wish and desire to retain the same in their possession; but the Chiefs of the United Tribes and the individual Chiefs yield to Her Majesty the exclusive right of Preemption over such lands as the proprietors thereof may be disposed to alienate at such prices as may be agreed upon between the respective Proprietors and persons appointed by Her Majesty to treat with them in that behalf.

[Article 3] In consideration thereof Her Majesty the Queen of England extends to the Natives of New Zealand Her royal protection and imparts to them all the Rights and Privileges of British Subjects.

- (18) ワイタング条約に関する先行論文は多数存在するが、本稿の翻訳および引用では、矢部明宏「ニュージールランドの憲法事情」国立国会図書館調査及び立法考査局『諸外国の憲法事情』(2003年12月)を主に参考させていただいた。

オリ語版第2条によって、マオリ人に保障されていたことになっていた。1840年5月、海軍大佐ウィリアム・ホブソン（William Hobson）によって、全島に対してイギリス女王の主権が宣言され、同年6月、ニュージーランドは、ニューサウスウェールズの領域に含まれるイギリス植民地となった⁽¹⁹⁾。その後、1840年の憲章（Charter of 1840）が制定されるが、同憲章は、植民局からの指令を受ける総督が統轄する政府を設立することが定められていた。ホブソンが、総督及び軍司令官に任命され、植民長官、司法長官及び財務長官で構成される行政評議会（Executive Council）が設置された。総督は、原則として行政評議会の同意と助言に従ってその権限を行使した。また、1846年憲法（Constitution Act 1846（UK））が制定された。1846年憲法により、直接・間接選挙による代議制度の仕組みが定められた⁽²⁰⁾。

その後、イギリス議会は、1852年ニュージーランド憲法（New Zealand Constitution Act 1852（UK））（正式には「ニュージーランド植民地に代表制憲法を認許する法律（An Act to grant a Representative Constitution to the Colony of New Zealand）」）を制定した。同法は、ニュージーランドにおける3番目の憲法と位置付けられ、1987年1月1日の1986年憲法によって廃止されるまで効力を有していた。同法は、全82条あり、連邦制的性格のもとで、植民地は、立法府と行政府を有する6州（province）11に分割された（第2条）。いわゆる中央政府と州政府との連邦制についての関係が規定された。また、総督、選挙により選ばれる立法評議会（Legislative Council）及び中央議会（General Assembly）が創設され（第32条）、植民地統治に関する立法権限が付与された（第53条）。総督には、法律案への拒否権の行使も認められている（第56条）。

先述したように、イギリス国内では、自治領をめぐる地位についてのウ

(19) Philip A Joseph, *Constitutional & Administrative Law in New Zealand* (3rd Ed., Brookers Ltd. 2007) pp. 45-101.

(20) 矢部・前掲註18, 137頁。

エストミンスター法（93年）が採択され、ニュージーランドでも、1947年11月、1947年ウエストミンスター法採択法（Statute of Westminster Adoption Act 1947）によりウエストミンスター法を採択するとともに、1947年憲法改正（要請及び同意）法（New Zealand Constitution Amendment (Request and Consent) Act 1947）を制定し、イギリス議会に対して、ニュージーランド議会への憲法法の改正権限を与える内容の法律を制定するよう要請した。イギリス議会は、これに応じ、1947年12月、1947年ニュージーランド憲法（改正）法（New Zealand Constitution (Amendment) Act 1947 (UK)）を制定した⁽²¹⁾。

EU に加盟したイギリスは、2005年憲法改革法（Constitutional Reform Act 2005）に依拠して、2009年10月1日、連合王国最高裁判所を創設したが、ニュージーランドは、それよりも一足早く、2003年最高裁判所法（Supreme Court Act 2003）によって、枢密院司法委員会への上訴制度を改め、最高裁判所の設置を決定している。判例法体系の国の一つとして、先例変更の可能性が今後どのように進むのか今後注視する必要がある。

3 今日の新ジージーランド憲法の法源論

以上のような歴史的経緯をふまえ、ニュージーランドは、イギリス同様、不文憲法を採用しており、その特徴は、最高法規性を有していないことにある。そのため大変弾力性を有しており、漸次増加する傾向にあるといえる。今日、ニュージーランド憲法の法源として挙げられるのは、①制定法⁽²²⁾、②帝国法、③国王大権、④慣習、⑤国際法、⑥ワイタング条約

(21) 矢部・前掲註18, 135-137頁。

(22) 制定法については、具体的には以下のものを指す：①1908年司法法（Judicature Act 1908）②1919年公務員任命及び文書法（Official Appointments and Documents Act 1919）③1947年地方裁判所法（District Courts Act 1947）④1974年国王称号法（Royal Titles Act 1974）⑤1975年オンブズマン法（Ombudsman Act 1977年及び1989年財政法（Public Finance Acts 1977,

である⁽²³⁾。具体的には、②について、1988年帝国法適用法（Imperial Laws Application Act 1988）の付表第１に掲げられた、10の法律（ウェストミンスター第一法律（1275年）、マグナカルタ（1297年）、個人の権利及び法の適正手続の保障を法的に確認する法律（1351、1354、1368年）、権利請願（1627年）、権利章典（1688年）、王位継承法（1700年）、国王婚姻法（1772年）及び王位継承宣言法（1910年）が当たるとされる。

③の国王大権（prerogatives of the Crown）については、コモン・ローから生成され、裁判所によって確定されるが、そのほとんどは不文法である。④については、多年にわたる慣行、慣習を通して形成されたもの意味しており、コモン・ローから生成されたものではない。⑤については、イギリス同様、二元論を取りつつも、今日の国際法の増大に伴い、憲法の２次の法源として取り扱われている。ただし、裁判所が国際慣習法を直接適用することは、コモンローの観点から可能とされている。⑥については、一部の学者や枢密院司法委員会では、*Hoani Te Heubeu Tukino v Aotea District Maori Land Board* [1941] AC 308 (PC) において、国内法の規定がない限り、ワイタンギ条約を国内裁判所で適用はできない、との決定を下しているが、その多くは、同条約について、国の「基本的文書」と考え、憲法の一部とみなしている。ただし、マオリに対する権限については、ワイタンギ条約それ自体から権限が付与されるというのではなく、コモンローおよび制定法による、という考え方が一般的である。

1989) ⑥1975年ワイタンギ条約法（Treaty of Waitangi Act 1975）⑦1977年ニュージーランド国璽法（Seal of New Zealand Act 1977）⑧1982年情報公開法（Official Information Act 1982）⑨1988年公的部門法（State Sector Act 1988）⑩1990年権利章典法（New Zealand Bill of Rights Act 1990）⑪1993年市民発議による国民投票法（Citizens Initiated Referenda Act 1993）⑫1993年選挙法（Electoral Act 1993）⑬1993年人権法（Human Rights Act 1993）⑭1999年解釈法（Interpretation Act 1999）⑮2003年最高裁判所法（Supreme Court Act 2003.）

(23) 矢部前掲注18、141-143頁

3-1 1986年憲法典法 (Constitution Act 1986)⁽²³⁾

1931年ウェストミニスター法以降、様々な法的文書、コモン・ローおよび慣習などの不文法が統治機構に関してその柔軟性を発揮してきた。しかし、1984年のいわゆる憲法の危機 (Constitutional Crisis) に際し、当時のロンギ政権は、1986年憲法典法 (Constitution Act) を制定した。

1984年7月の選挙では、経済的福祉と憲法典の構造上の問題が焦点となった。この選挙では労働党が勝利したが、選挙結果の公示がなされるまで10日から14日間あり、その期間は、マルデューン政権が政権を担当し続けることとなっていた。その間、ニュージーランド準備銀行副総裁のロデクディーン (Roderick Deane) による金融危機を回避するためのニュージーランド・ドルの切り下げが主張されたが、マルデューン首相は、当初その意見を拒絶したという。結局は、メディアや他の政治家からの圧力もあって、金融危機は回避されたが、政権交代の際の権力の移譲は、憲法問題として大きく取り上げられた。その結果、ロンギ政権は、1984年10月に憲法改正に関する委員会 (Official Committee on Constitutional Reform) を設置し、憲法に関係する諸法を統一し、再編纂することとした。

本委員会は、後に2つの報告書を作成し、政権移譲の際の一般的な原則を定義した⁽²⁴⁾。

- ① ニュージーランドの政治体制は民主的であり、国民の支持を反映したものでなければならない。
- ② 政府は常に連続性を維持されなければならない。そのためには、国民の信任を反映したものでなければならない。
- ③ 可能である場合は、ある程度の柔軟性は維持されるべきである。選挙とその結果の公示との間に、遅れが生じる場合には、全政権が行政的な

(23) Peter Spiller et al, *op. cit.*, pp. 135-137

(24) See the Two Reports from Official Committee on Constitutional Reportment of Justice (1986).

「未決事項」(loose ends) の停滞を生じさせ、新政権に国家状況について猶予する時間をほとんど与えなかった。

(未完)